

同和問題を柱とする人権行政確立 要請書

同和問題を柱とする人権行政確立 要請書

平成13年11月2日

高知県知事
高知県教育長 殿

全国自由同和会 高知県連合会
会長 堀 川 重 明
副会長 松 井 春 雄
副会長 三 橋 隆 夫
副会長 坂 田 政 博
副会長 寺 村 勉
副会長 国 沢 和 明



1. 今回のモード・アバンセ等に対する事件は、県の特定の団体や企業に対する「迎合癒着の偏向行政」が根底にある故に起きたものと考えているが、そのために今まで真面目に取り組み積み上げてきた同和問題解決に向けての成果は大変なダメージを受け、県民はもとより全国的に同和問題に対するイメージは損なわれ大きく後退したが、この点について県の責任は重大である。県は今回の事件の反省の上になって、今後どのような取り組みをするのかお聞きする。
2. 平成8年5月の「地対協、意見具申」を踏まえ、現「地対財特法」が14年3月に期限切れを控え、昨年12月に新法「人権教育啓発推進法」が議員立法により制定されたがこの法は3年以内に見直しをする事になっており、13年12月21日に「人権擁護推進審議会」の答申が出され、それによって15年春から夏に内閣の責任に於て新法が制定施行される予定である。同対法以来、地対法、地対財特法、新法人権教育啓発推進法と名称は変わってもその精神は、我が国に於ける人権問題の柱は同和問題であり、同和問題解決は国、行政の責任であり全国民的課題であることに変わりはない。県の新法に対する対応と見解を聞く。

3. 平成13年6月27日に午覚「人権問題等に関する懇話会」

座長 岩崎 純三 顧問 野中 広務
古賀 誠
冬柴 鉄三
大田 昭宏
二階 俊博

堀田 康夫 内閣官房長官に対し

- ① 新たな人権救済制度の確立について
- ② 奨学金の在り方について
- ③ 住環境整備に関する事業の一般対策化について

申し入れを行っているが、この3点について県はどう考えているか。

4. 我が国における人権問題の柱は同和問題であると国も認め、県の審議会も認めており、知事も議会答弁で差別が現存する限り今後、同和問題解決に向け対応してゆくと云っているが、具体的にどう対応してゆくのかお聞かせ願います。
5. 同和問題は他の人権問題とは、歴史的発生源が異なり「差別的社会的本質が違う」問題であり、人権問題一般に解決できる問題ではない。同和問題に対する誤った差別意識の改革をするためには、歴史的史実に則り科学的な同和教育が最重要課題であるが、県は今後の取り組みについてどう考えているか。
6. 世界的長期不況の中で、最も深刻な被害を受けている同和地区住民の経済基盤確立のため、雇用対策(仕事保障)についてどのように対応されるのかお示し下さい。
7. 同和漁民対策として、これまで国は高知県に対し全国の約6割の対応をしてきた例もあるが、今後において一般対策に移行された後も、県は未解決問題についてどのような対応を考えているかお聞きします。
8. 人権擁護委員を市町村が推薦し、法務大臣がこれを委嘱し全国に約14,000人の人権擁護委員がいると云われるが、県はこの事につき市町村に対しどのような指導をしているのかお聞かせ願いたい。